

戦後の公共図書館の歩みと現在

久保輝巳

一 公共図書館の役割と機能
二 公共図書館発展の歩みと現在の問題点
三 横浜市図書館の今後

一 公共図書館の役割と機能

公共図書館の役割と機能を端的に表現するに当たって、次のような表現が用いられることがある。「日本国憲法で保障されている国民の生存権の文化的側面をなうのが公共図書館である」と。

国民の生存権とは、基本的人権の一つとして憲法第二十五条第一項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とうたわれている権利のことである。その権利を社会的に保障するために、公共図書館は、人びとが必要とする図書やその他の資料を提供する役割をになう社会機関だといわなければならない。

それをもっと噛みくだいていうと、次のようなことになる。すべての国民は正しい知識・情報を得ることによって社会人として成長し、人間らしい社会生活を維持することができる。また文化的なうおいのある生活をしたいという欲求も、すべての国民に共通した欲求である。さらに、高度情報化社会といわれる今日の社会にあつて、各種情報・資料の量産化、複雑化、高度化はますます進行の度を加えつつあり、それらに対応しながら社会生活を営んでいくために、適正な知識・情報を得たいという国民の欲求も、ますます切実さを加えつつあるというのが現状である。

こうした人びとの欲求に社会的にこた

えるために設置されるのが公共図書館である。すべての地方公共団体は、自らの責任において管轄内に適正な質量の公共図書館を設置することによって、地域内の住民に対し社会的な責任を果たすことができる。一方住民の側は、こうした図書館の利用を通じて、日常の生活や仕事に必要な知識・情報を得、自らの欲する事柄に関する学習や調査研究をし、さらに趣味や楽しみのための読書材を得るのである。

このことを図書館法（昭和二十五年公布）は、第二条において、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション

等に資することを目的とする施設」である、と表現しているのである。

そしてつづく第三条では、このような目的を達成するための「図書館奉仕」として、図書館は「おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。」として、一号から八号までの項目を掲げている。それを要約すると次のようになる。

- (1) 図書およびその他の図書館資料の収集と一般公衆への提供
- (2) 図書館資料の分類排列と目録の整備
- (3) 図書館職員の図書館資料に関する熟知と、それに基づく参考調査サービス、利用相談
- (4) 他の図書館等との相互協力と相互貸

借

(5)分館等サービス・ポイント網の整備
と自動車文庫等の巡回

(6)読書会、映画会等集会行事の開催と
その奨励

(7)時事情報・資料の紹介と提供

(8)博物館等類縁機関との連絡と協力
つまり図書館法は第二条で公共図書館
の役割(目的)を明らかにすると共に、
第三条でそれを達成するための機能(働
き)を示していると理解してよいだろう。
このようにすでに三〇年以上も前から

図書館は何をなすべきかということは、
国の法律によって規定されていたのであ
る。しかし現実には、それがその通り実
行されてきたかという点、必ずしもそう
とばかりはいわねばならない。

図書館法制定後の一〇年ばかり、ある
図書館では資料の収集や提供を怠りがし
るにして、レコード・コンサートや文芸
講演会にのみ力を注いできたし、また別
の図書館では、館内での参考調査サービ
スのみを重要業務として館の運営にたず
さわってきた。図書館法に示された理念
をどうやって実践していけばいいのか、
各図書館にとって試行錯誤の時期であっ
たということができよう。

一九六〇年代にはいると、法制定後一
〇年間の歩みを反省すると共に、図書館

法三条に示された図書館奉仕八項目のう
ち、何が最も基本的なものかを改めて見
直す動きが出てきた。その最も顕著なも
のに、日本図書館協会(以下「日図協」)
の中小公共図書館運営基準委員会の活動
がある。

同委員会は三年間にわたる精力的な全
国調査および研究討議の成果を、一九六
三年、『中小都市における公共図書館の
運営』(以下「中小レポート」)として発
表したが、その中で公共図書館の基本機
能を次のように要約している。

「公共図書館の本質的機能は、資料
を求めるあらゆる人々やグループに対
し、効果的にかつ無料で資料を提供す
るとともに、住民の資料要求を増大さ
せるのが目的である。

資料提供という機能は、公共図書館
にとって本質的、基本的、核心的なも
のであり、その他の図書館機能のいざ
れにも優先するものである。」

このように「中小レポート」は、公共
図書館の本質的機能は資料提供にあると
し、それは他のあらゆる機能に優先する
と規定した。「中小レポート」のこの理
念は、一九六五年発足した日野市立図書
館によって図書館現場で実践された。そ
して、日野市立図書館の実践を通して検

証された「中小レポート」の理論と提言
は、同じく日図協内の「公共図書館振興
プロジェクト・チーム」の手により、再
構成され、補正されて、一九七〇年、今
度は、「市民の図書館」として発表され
た。その中で、公共図書館の基本機能に
ついては、次のように表現が若干改めら
れている。

「公共図書館の基本的機能は、資料
を求めるあらゆる人々に、資料を提供
することである。

公共図書館は、資料に対する要求に
こたえるだけでなく、資料に対する要
求をたかめ、ひろめるために活動す
る。

このような一般公衆に対する資料提
供は公共図書館の任務であり、この点
で図書館は他の類似の機関と区別され
る。」

基本機能に関する表現上の改訂もさる
ことながら、ここでもっと重要なことは、
一般公衆への資料提供は、図書館でなけ
れば他の類似機関ではできない仕事なの
だと、図書館の社会における存在基盤を
明確化したことであった。

それともう一つ重要なことは、「市民
の図書館」が、いま各図書館は何をやらな
ければならないかと、当面の最重要目標

を、次のように三つ掲げたことであった。
(1)市民の求める図書を自由に気軽に貸
出すこと。

(2)児童の読書要求にこたえ、徹底して
児童にサービスすること。

(3)あらゆる人々に図書を貸出し、図書
館を市民の身近に置くために、全域
サービスを張りめぐらすこと。

(1)貸出し、(2)児童サービス、(3)全域サ
ービス網、というこの三項目を、「市民
の図書館」はいちおう「当面の最重要目
標」としながらも、しかしそれは一時的
な重点ではなく、「市立図書館がその基
本的機能を全うするために、どうしても
サービスの基礎としなければならない働
きである」と提言しているのである。

すなわち、図書館法三条が掲げている
サービス業務八項目のうち、館外貸出し、
児童サービスを中心とした資料提供と、
すべての住民に等しいサービスをいざわ
たらせるための全域サービス網の整備
が、とりわけ重要だといっているのだ
が、とりわけ重要だといっているのだ
が、参考調査サービス(レファレンス・
サービス)も気兼ねな資料提供が基礎にあ
って初めて成立しうるし、図書館間の相
互協力やネットワーク形成も、個々の自
治体内のサービス網が完成し、個々の図
書館の力量が貯えられて初めて効果を発
揮しうる、といっているのである。

この「市民の図書館」の提言は、公共

図書館の役割と機能について、ほぼ決定的な示唆を与えてくれたものと考えてよい。がもう一つ、われわれ図書館界の人間に納得のいく総括をしてくれたものに、図書館問題研究会（以下「図問研」）の提言がある。

図問研では、一九六〇年代後半から、日図協とほぼ併行する形で独自に、公共図書館の役割と機能についての研究討議を進めていたが、一九七〇年代の初めになって、その成果をいわゆる「学習権理論」としてまとめた。それは最終的には、

「公共図書館は住民の学習権を保障するために、すべての住民にあらゆる資料を提供する社会機関である。」

という命題として要約された。それを少しく解説すると次のようなことになる。すなわち、「すべての住民は、自らの知的自由を守っていくために、自主的に学習する権利＝学習権をもつものである。公共図書館は、住民のその学習権を社会的に保障する役割をになうものである。その役割（目的）を果たすための公共図書館の機能は、すべての住民が自己学習に必要な学習材として求めるあらゆる資料を、彼らに提供することである。」

図問研のこの総括は、図書館法から

『中小レポート』、さらに『市民の図書館』へと受け継がれてきた公共図書館の理念を、簡潔に、しかもわかりやすく要約したものと見て、われわれに素直に受け入れられたのであった。そしてこの一連の流れの中に示されている考え方が、公共図書館の役割と機能について考える際の、図書館界のほぼ一致した考え方である、といつてよいだろう。

二——公共図書館発展の歩みと現在の問題点

戦後、公共図書館の新しい理念が確立されるに当たっては、一九五〇（昭和二十五）年の図書館法の制定がその出発点になったことは前章で書いたが、実際の運営面での改革についても、同じことが指摘できる。戦前のいわば「閉ざされた図書館」から、新しく「開かれた図書館」へと進路変更をするに当たり、図書館法が重要な羅針盤の役割を果たしたと考えられるからである。

図書館法の特徴を示す主な内容は、(1) 公共図書館の目的を明示したこと、(2) 図書館奉仕のための業務内容を八項目にわたり具体的に挙げたこと、(3) 専門的職員としての司書、司書補について法的に規定したこと、(4) 利用者側からの意見を申機関としての図書館協議会の設置を認め

たこと、(5) 公立図書館の無料公開の原則を法制化したこと、(6) 私立図書館や図書館同種施設の設置の自由を認めたこと、などであった。

しかし図書館法制定と同時に、すべての図書館が、同法の理念に基づいた運営をなしうるような図書館へと、一挙に変革をとげたわけではない。制定後の一〇年位は暗中模索の時代であったといつてよい。高知市民図書館を初めとするいくつかの先進的な図書館の成果はありながらも、全体としてはやはり、「乏しい予算と貧弱な蔵書を、足りない職員が精一杯活用しつつ、どうしたら住民の日常生活に密着した図書館になれるか、様々な試みを通して一歩一歩確かめながら次期の躍進時代の基礎固めをした時代であった」（『図書館白書一九八〇——戦後公共図書館の歩み——』）といつて可なり。

こうした状況から日本の公共図書館界を抜け出させるきっかけを作ったのは、一九六三年の『中小レポート』の刊行であり、その理念と方法論を現場で実践した一九六五年以降の日野市立図書館の活動であり、さらに、『中小レポート』の内容を若干修正すると共に、もっとわかりやすい簡潔なものに集約した『市民の図書館』の刊行であった。特に、一九七〇年の『市民の図書館』の発表は効果的

な起爆剤となった。

問題点の所在と解決策が明確に示され、きわめて説得力に富むというのが、『市民の図書館』の大きな特色である。

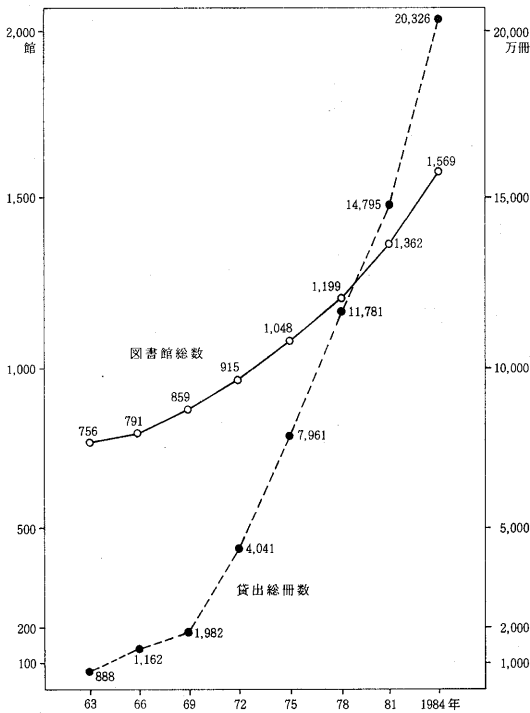
例えば、すべての図書館員に対し、「われわれは今ままであまりにもいろいろなことをやろうとしてきた」と、これまでの焦点の定まらない運営のしかたについて反省を促し、「ここでまず、これらの着ぶくれた服を脱ぎ、ランニングシャツで力いっぱい走ってみようではないか。一番基礎となる業務に全力を挙げてみようではないか」と、呼びかけているのである。そして前章にも引用した貸出し、児童サービス、全城サービス網の三つの重点目標を掲げ、それぞれについて具体的な方策を展開しているのである。

これまでどこから手をつけたらよいか、何を力点に仕事を進めればよいのか、迷っていた公共図書館の職員にとって、これはまさしく時宜を得た格好の手引き書となった。全国の中小公共図書館では、日野市の先例にならないながら、『市民の図書館』の理念と方法を実践する館が徐々に増えていった。

その後の公共図書館の急激な発展ぶり、一部『図書館白書一九八〇』の表現を借りながら要約すれば、おおよそ次のようになる。

「一館が先鞭をつければ周辺の市町村

図一 公共図書館総数と貸出総冊数の変遷



がそれにならない、東京の三多摩地区を初め二三区、およびそれをとりまく埼玉、千葉、神奈川の首都圏内各県、名古屋市中心とする愛知・岐阜地区、大阪・兵庫を中心とする関西地区、あるいは富山市を中心とする関西地区、あるいは富山市を中心とする北海道の各町立図書館といったぐあいに、一館単独でなく周辺の市町村が互に刺激し合い、響き合って、相乗効果を発揮し合いながら、県ないしは地域単位の公共図書館振興運動となって発展していった。」と。とりわけ一九七〇年東京都が発表した「公共図書館の振興策」(正しくは「図書館政策の課題と

対策——東京都の公共図書館の振興施策——)は、理念と方策の正しき、適切な財政援助策等によって、都内二三区、三多摩地区各市町の図書館活動を飛躍的に進展させたことで注目に値する。こうしたさまざまな動きの結果、一九七〇年代にはいつてからのわが国の公共図書館の発展はめざましく、『中小レポート』刊行の年である一九六三年以降の活動ぶりを、図書館総数と、国民への貸出図書総冊数で、三年ごとに見てみると図一のとおりとなる。

これで見ると、一九六三年以降の二〇年間に、公共図書館の数はほぼ二倍に増え、国民への貸出総冊数にいたっては、実に二〇倍以上という増えようである。そして最近では、浦安市立図書館のように、市民一人当たりの年間貸出冊数が一冊という、欧米の先進国なみの業績をあげる図書館も少なくなってきたのである。

しかし、それでも世界の先進諸国の状況に比較すると、まだまだ遠く及ばないといった感じである。それらの諸国の図書館普及率とわが国のそれとを比較する意味で、公共図書館の総数、一館当たりの人口、それに人口一人当たりの年間貸出冊数を一覽してみると、別表(表一)のとおりとなる。国民一人当たりの貸出冊数一つをとってみても、アメリカは四冊、イギリスは一一冊、最も利用率の高いデンマークにいたっては、実に一七冊という高さである。近年ようやく二冊近くになったわが国のそれに比して、図書館サービスがいかに深く国民生活に浸透しているかがわかるというものである。

表一 世界主要国の公共図書館の状況

国名	人口 万人	公共図書館数		人口1人当たり 年間貸出冊数
		総数	1館当たり人口	
ソ連	2億4,510	128,000	1,915	冊
アメリカ	2億0,710	50,497	4,000	4.18
イギリス	5,560	13,603	3,971	10.74
西ドイツ	5,920	22,723	2,574	2.10
ポーランド	3,280	31,765	1,000	4.17
ハンガリー	1,040	8,845	1,156	5.36
スウェーデン	810	2,957	2,700	8.67
デンマーク	490	937	5,444	16.54
日本	1億1,932	1,633	73,068	1.75

(注) ①国のデータはユネスコ統計その他によるが、いずれも数年前のものと思われる。
②日本のデータは『日本の図書館1985』による。

『日本の図書館一九八五』によると、全国の自治体の図書館設置率は、市で八七%、町村で一六%、全体では三〇・五%という低さである。全国三、二七六自治体のうち、三分の二強の二、二七六自治体は、未だ自前の公共図書館を持っていないという状態なのである。これではすべての国民に平等な図書館サービスを提供しようにも、できるわけがない。英米ではどんな小さな自治体でも必ず自前の公共図書館を持っているのがふつ

うである。それも一館だけでなく、自治体内のどこに住んでいる人にも等しいサービスをいきわたらせるために、必ず複数の図書館を設置しているのがふつうである。そこからイギリスの一人当たり貸出冊数二冊といった実績も生れてくるのである。

この、一自治体内に複数の図書館の設置、つまり全域サービス網の整備ができていないということ(従って、図書館総数も少なくなっているわけであるが)が、わが国の公共図書館活動に明らかな後進性をもたらしている第二の原因である。

なるほど近年、複数館を設置する自治体は急激に増えてきつつある。しかしそれも、人口数の多い自治体が大部分で、中小都市の複数館設置はまだまだ数少ないといわねばならない。

最後にもう一つ、大きな問題点として職員の問題がある。職員に関しては、大きく質の問題と、数の問題の二つに分けて考察してみたい。

質の問題というのは、究極的には司書に対する専門職制度の問題としてとらえることができる。要はわが国にまだ司書の専門職制度が確立していないということである。この制度に関する調査としては、一九七七年の日図協・図書館員の問題調査研究委員会の調査と、一九八二年の全国公共図書館協議会の調査があるが

司書職制度確立の第一歩ともいえるべき「司書有資格者の採用制度あり」と答えた自治体は、図書館を設置する自治体の二六%というのが双方の調査に共通した結果である。しかし「司書独自の昇進の道あり」「図書館以外の職場には配転させない」等、司書職制度の要件をほぼ完全に充たしている自治体は数える程度にすぎなかった。

次いで数の問題というのは、職員一人が奉仕対象人口何人を相手にサービスしなければならないか、という問題としてとらえることができる。「日本の図書館一九八五」によると、わが国の公共図書館の専任職員数は一一、四八四人で、臨時職員一、七七二人を加えても、総数は一三、二五六人である。この数字で国民総人口一一九、三一六、〇〇〇人を割ると、ちょうど九、〇〇〇人という数字が出る。つまり日本の図書館員は、一人で約九、〇〇〇人の住民を相手に図書館サービスを担当させられているというわけである。

ところが、表一に掲げた諸外国の公共図書館基準では、職員は人口二、〇〇〇〜二、五〇〇人に一人というのが最もふつうの数値である。これから見て、わが国の図書館員は先進諸外国の四倍から五倍の人口を相手に仕事をしなければならぬ状況に置かれているのである。

司書職制度が確立していないいうえに、職員数は諸外国に比して極端に少ない。これでは質のよい、きめ細かな図書館サービスを展開するのはなかなか困難だ、といわねばならない。よい図書館運営ができるかどうかは、要は人の問題だからである。

三——横浜市図書館の今後

横浜市図書館の今後を考えるに当たり、二つの大きな課題を指摘することができる。一つは中央図書館建設の問題であり、他の一つは全域サービス網整備の問題である。しかし紙数の余裕も少なくなったので、以下これら二つの問題に関して、要点のみを述べるにとどめたい。

①——中央図書館建設の問題

横浜市の中央図書館については、市当局においても、詳細な具体内容は別として、建設の構想だけは固まっていると見て差し支えあるまい。なぜなら、これまでにすでに市の委託による「横浜市中心図書館基本構想」(五十六年三月)と「同基本計画Ⅰ」(昭和五十七年三月、いづれも鬼頭梓建築設計事務所)があり、さらに調査報告として、「横浜市中心図書館基本計画Ⅱ 調査報告書」(昭和五十八年三月、三菱総合研究所に委託)と「同

基本計画調査Ⅲ 報告書」(同五十九年三月・委託先は三菱総合研究所)の二つがある。また最近では実施基本計画として、市の委託による「同実施基本計画調査報告書」(同六十年三月、財団法人・国際科学振興財団)があるからである。

また職員団体側からも、主に「基本計画Ⅱ」の理念と内容を批判した「討議資料」として、「横浜市の図書館政策を考えるために第Ⅰ集——市内全域サービスと中央図書館——」(一九八四年四月、横浜市従業員労働組合教育委員会支部自治研図書館班)、および「同第Ⅱ集——全域サービスの要となる中央図書館の建設——」(一九八五年二月、同)が発表されている。

こう見てくると、横浜市の中央図書館構想は、その基本計画についてはほぼ検討資料が出揃っているといった感じである。あとは市側が、適正な検討組織の下に、具体的な実施計画の立案を進め、それを実現すればいいわけである。

実施計画を進めるに当たった問題点に関しては、すでに前出の「実施基本計画調査報告書」の中にあらまし示されていると考えてよい。そこでここでは、筆者自身そのプロジェクト・チームの一員として調査作業に参加した同報告書の考え方に則しながら、中央図書館のあるべき姿を、筆者なりに次の四点に集約して

表一 2 政令指定都市の公共図書館の状況

市名	人口総数	館数	1館当り人口	1人当り貸出冊数
広島	1,049,907	64	151	1.67
北九州	1,052,052	14	262	1.34
福岡	1,098,098	8	75	2.49
神戸	1,381,381	8	137	1.58
札幌	1,464,464	9	173	2.39
名古屋	1,479,479	7	163	1.46
大阪	2,066,066	15	211	2.17
横浜	2,534,534	21	138	3.05
全国	2,915,915	9	121	1.58
	119,316	1,633	324	1.46
			73	1.75

(資料) 『日本の図書館1985』

(1)資料の収集、保存、提供等すべての面で横浜市の図書館システム全体の核として機能しうるような中央図書館であること。
 (2)すべての市民の資料・情報要求に十分対応しうるような資料とサービス体制をもつ参考調査図書館であること。
 (3)新しい社会の要請に対応しうるようにニューメディアや機器類の利用も可能な新機軸の図書館であること。
 (4)市民サービスのために司書の専門職制度を導入した活力ある職員組織・機構により運営管理される中央図書館であること。

おくこととしたい。
 (1)資料の収集、保存、提供等すべての面で横浜市の図書館システム全体の核として機能しうるような中央図書館であること。
 (2)すべての市民の資料・情報要求に十分対応しうるような資料とサービス体制をもつ参考調査図書館であること。
 (3)新しい社会の要請に対応しうるようにニューメディアや機器類の利用も可能な新機軸の図書館であること。
 (4)市民サービスのために司書の専門職制度を導入した活力ある職員組織・機構により運営管理される中央図書館であること。

前出の『実施基本計画』に基づき、こうした中央図書館を創設していくに
 神奈川県の二市が他八市に比して劣っているが、しかし川崎市の場合、昭和六〇年度内に、宮前、麻生の二館が開館しているの、現在では館数六館、一館当たり人口は一七万五千となり、ほぼ他八市並みとなる。横浜市の場合、近く開館予定の旭図書館をいれても、館数は一〇館、一館当たり人口は二九万二千となり、一館当たりほぼ三〇万の人口を奉仕

は、具体的な実施計画立案の段階で、前にも書いたように、「適正な検討組織」の下での周到な検討が前提となる。適正な検討組織とは、部内から、現場職員を含む市図書館側、市の企画調整部門、それに部外から、各部門の図書館専門家、利用者としての市民代表、これら四者から成る「横浜市中心図書館実施計画検討委員会」のことである。

は、具体的な実施計画立案の段階で、前にも書いたように、「適正な検討組織」の下での周到な検討が前提となる。適正な検討組織とは、部内から、現場職員を含む市図書館側、市の企画調整部門、それに部外から、各部門の図書館専門家、利用者としての市民代表、これら四者から成る「横浜市中心図書館実施計画検討委員会」のことである。

対象としなければならないことに変わりはない。
 一館当たり人口の全国平均は七万三千人である。指定都市一〇市の場合、北九州市を除いてはすべて、全国平均のほぼ二倍ないしはそれ以上のサービス人口を抱えている。それにも拘らず、一人当たり貸出冊数は全国平均並みかそれ以上がほとんどであるから、大都市の場合、図書館設置数はこの程度でよいのではないかと、という論がないではない。しかし、大都市の場合、図書館が人口密集地域に設置されているのがふつうで、いきおい利用者数も自然と増え、統計上のこの数字になつているのである。同じ市内の周辺地域や外縁地域等人口分散地域へのサービス網整備計画は、欧米先進国のそれに比して、まだまだ遅れているといわねばならない。

さて横浜市の場合であるが、先進諸国並みといわなくても、せめて現在の全国平均並みには図書館の設置数を整える必要があるだろう。「近い将来の区分も視野に入れながら、中央図書館も含んで一区一館設置、全市で一六館設置」というのが市当局の図書館構想のようである。しかしこれではまだ不十分である。人口三〇〇万人に対して一六館では、一館当たりの人口は一八万八千人となり、全国平均のほぼ二・五倍である。

さて横浜市の場合であるが、先進諸国並みといわなくても、せめて現在の全国平均並みには図書館の設置数を整える必要があるだろう。「近い将来の区分も視野に入れながら、中央図書館も含んで一区一館設置、全市で一六館設置」というのが市当局の図書館構想のようである。しかしこれではまだ不十分である。人口三〇〇万人に対して一六館では、一館当たりの人口は一八万八千人となり、全国平均のほぼ二・五倍である。

これは横浜市の市民は、他自治体の住民に比して、きわめて不公平な図書館サービスしか受けていないことになる。三〇〇万人の人口に対し、一館当たり七万人のサービス人口を受けもつように図書館を設置するとすると、四三館の図書館が必要となる。そしてこの数は、次のような全城サービス網計画の数にほぼ匹敵する数なのである。
 すなわち、中央図書館一、各区図書館一五、各区図書館は市民のさらに身近に、図書館サービスをいきわたらせるために、少なくとも二館程度の分館をもつ。これで分館が三〇館。合計四六館というサービス網整備計画である。各区図書館のいくつかは、必要によっては、周辺の複数を集めた地域の中心館としての機能を分担することも考えられる。
 こうした全城サービス網計画が実現して、初めて横浜市の市民は、全国の他の自治体の住民並みの図書館サービスが受けられることになるのである。中央図書館の建設もむろん大事であるが、それと同等に、あるいはそれにもまして、分館設置を含む全城サービス網整備計画の立案と実施は重要なのである。そしてそれを實現することが、市民の付託を受けて行政にたずさわっている市当局に課せられた責任であるといわねばならない。

これは横浜市の市民は、他自治体の住民に比して、きわめて不公平な図書館サービスしか受けていないことになる。三〇〇万人の人口に対し、一館当たり七万人のサービス人口を受けもつように図書館を設置するとすると、四三館の図書館が必要となる。そしてこの数は、次のような全城サービス網計画の数にほぼ匹敵する数なのである。
 すなわち、中央図書館一、各区図書館一五、各区図書館は市民のさらに身近に、図書館サービスをいきわたらせるために、少なくとも二館程度の分館をもつ。これで分館が三〇館。合計四六館というサービス網整備計画である。各区図書館のいくつかは、必要によっては、周辺の複数を集めた地域の中心館としての機能を分担することも考えられる。
 こうした全城サービス網計画が実現して、初めて横浜市の市民は、全国の他の自治体の住民並みの図書館サービスが受けられることになるのである。中央図書館の建設もむろん大事であるが、それと同等に、あるいはそれにもまして、分館設置を含む全城サービス網整備計画の立案と実施は重要なのである。そしてそれを實現することが、市民の付託を受けて行政にたずさわっている市当局に課せられた責任であるといわねばならない。

これは横浜市の市民は、他自治体の住民に比して、きわめて不公平な図書館サービスしか受けていないことになる。三〇〇万人の人口に対し、一館当たり七万人のサービス人口を受けもつように図書館を設置するとすると、四三館の図書館が必要となる。そしてこの数は、次のような全城サービス網計画の数にほぼ匹敵する数なのである。
 すなわち、中央図書館一、各区図書館一五、各区図書館は市民のさらに身近に、図書館サービスをいきわたらせるために、少なくとも二館程度の分館をもつ。これで分館が三〇館。合計四六館というサービス網整備計画である。各区図書館のいくつかは、必要によっては、周辺の複数を集めた地域の中心館としての機能を分担することも考えられる。
 こうした全城サービス網計画が実現して、初めて横浜市の市民は、全国の他の自治体の住民並みの図書館サービスが受けられることになるのである。中央図書館の建設もむろん大事であるが、それと同等に、あるいはそれにもまして、分館設置を含む全城サービス網整備計画の立案と実施は重要なのである。そしてそれを實現することが、市民の付託を受けて行政にたずさわっている市当局に課せられた責任であるといわねばならない。